

---

# 第1部 総論

---

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1. 計画策定の背景と趣旨

わが国の総人口は、令和5(2023)年10月1日現在、1億2,434万人(概算値)で、12年連続で減少幅が拡大しています。65歳以上の高齢者人口は3,623万6千人で、前年に比べ2万2千人の増加となり、総人口に占める高齢者人口の割合(高齢化率)は0.1ポイント上昇の29.0%で過去最高となっています。

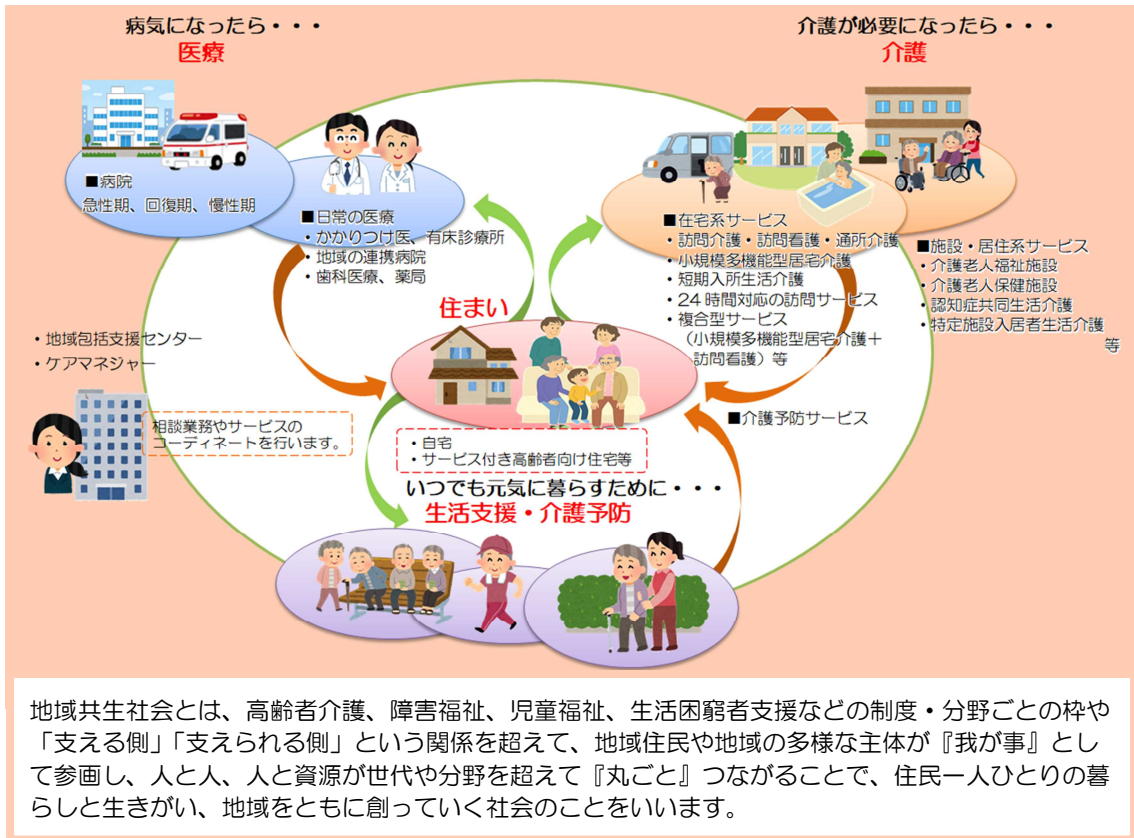
令和5(2023)年4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した推計では、わが国の総人口は長期の減少過程に入っている一方で、65歳以上の高齢者については、団塊の世代<sup>1</sup>が75歳以上となる令和7(2025)年に3,653万人に達し、令和25(2043)年に3,953万人でピークを迎えると推計されています。

また、高齢者人口がピークを迎える令和25(2043)年を見通すと、85歳以上人口が急増し、要介護高齢者や認知症高齢者が増加する一方、現役世代が急減することが見込まれています。

こうした人口の規模・構造の変化を背景として、介護保険制度を含めた社会保障制度全体の安定的・持続的運営が危惧される状況になっており、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるための「地域包括ケアシステム」を、令和7(2025)年を目途に構築し、将来の介護需要等の急増に対応していくことが当面の大きな課題となっています。

本市は、国の方針や第8期計画における取り組みを踏まえ、令和22(2040)年度を見据えた中長期的な視点を持ち、介護保険の安定した運営と地域共生社会の実現の一端を担う地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図ることを目的として、本計画を策定するものです。

### 地域包括ケアシステムの概要



<sup>1</sup> 「団塊の世代」：昭和22(1947)年～24(1949)年頃生まれの方。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 法令等の根拠

本計画は、大きく次の3つの計画を一体のものとして策定しています。

#### ① 高齢者福祉計画

高齢者福祉計画は、高齢者の福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づき策定する計画であり、介護保険事業計画を包括する上位の計画と位置づけられ、両計画の連携と調和を保つため一体的な計画として策定します。高齢者福祉計画は、介護保険給付対象者のみならず、給付対象外の高齢者福祉サービスを含めた高齢者福祉事業全般にわたる供給体制の確保に関する総合的な計画です。

老人福祉法 第20条の8 第1項	市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
------------------------	---

#### ② 介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条の規定に基づき策定する計画です。

介護保険法 第117条 第1項	市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。
-----------------------	--

#### ③ 成年後見制度の利用促進に関する市町村計画

成年後見制度の利用促進に関する市町村計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき策定する計画です。

成年後見制度 利用促進法 第14条第1項	市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
----------------------------	--

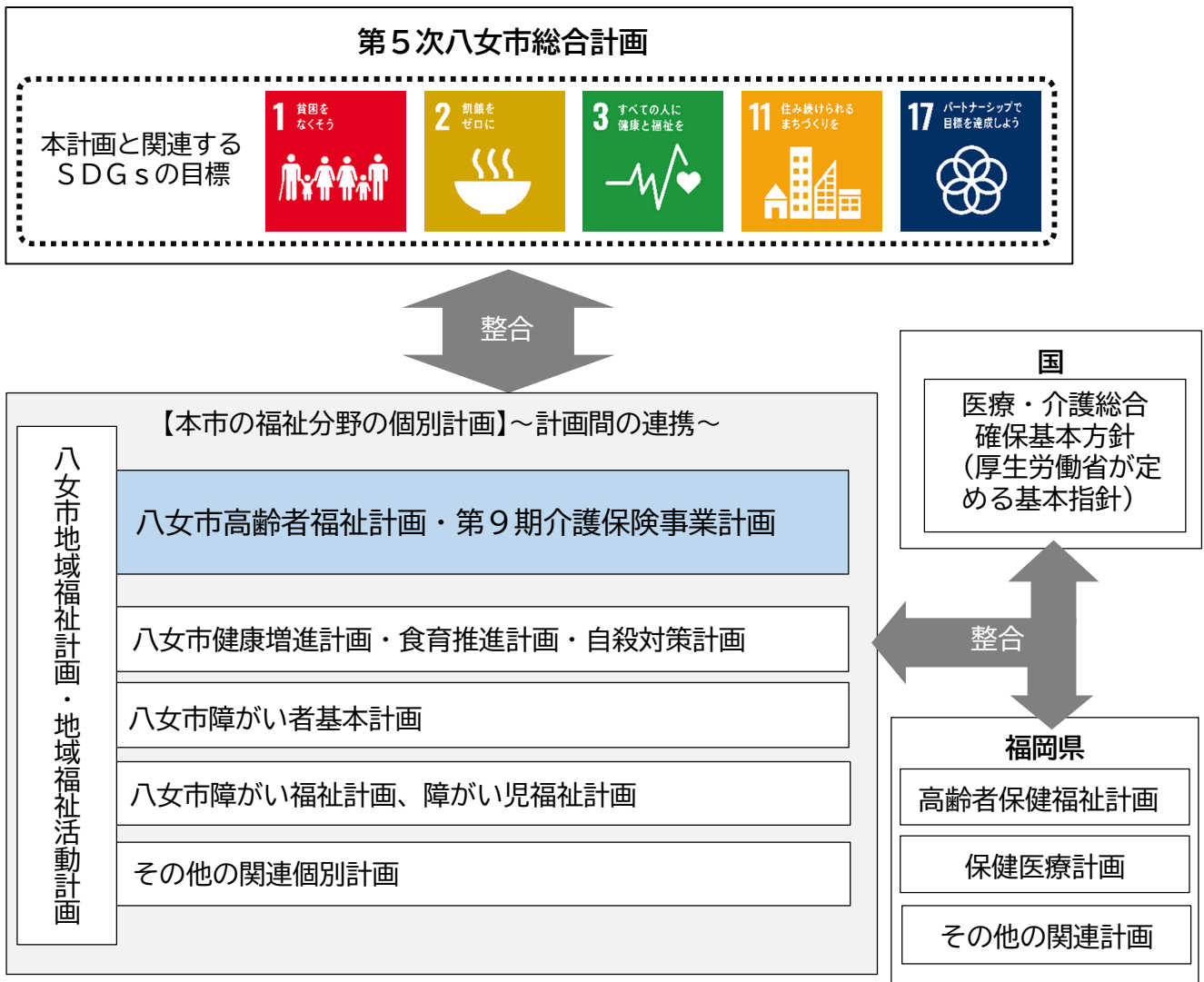
## (2) 他の計画との整合調和

本計画は、本市の総合的な行政運営の方針を示した「第5次八女市総合計画」（基本構想計画期間：令和3～12年度）を上位計画とし、福祉分野の各個別計画に共通する理念や取り組み等を定めた「第3次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画」等の本市の関連計画と整合性を図り策定するものです。

なお、「第5次八女市総合計画」では、SDGs（持続可能な開発目標）の推進に向けた施策展開を設定し、本計画と関連する内容では5つの目標を提示しています。本計画においても、SDGsの視点を取り入れた計画の推進を行い、目標の達成に向けて取り組みます。

また、福岡県の「高齢者保健福祉計画」や「保健医療計画」、「地域医療構想」等の関連計画等との整合性にも配慮しています。

### 計画の位置づけ



※SDGsについては108頁に記載しています。

### 3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間です。

さらに、団塊ジュニア世代<sup>2</sup>が65歳以上となり、現役世代の急減が想定される令和22(2040)年度を見据えた中長期的視点を踏まえ、検討・策定しました。

年 度																					
令和 3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	
第8期 (現行計画)																					
			第9期		中長期的視点(令和22(2040)年度を見据えて)																
					第10期																
								第11期													
										第12期											
												第13期									
																			第14期		

団塊世代が  
75歳に

団塊ジュニア  
世代が65歳に

### 4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、高齢者福祉に関係する団体の代表者や知識経験者等で構成する「八女市介護保険事業計画等策定委員会」を設置し、計画の検討・確認を行いました。

このほか、高齢者等に対するアンケート調査や計画原案に対するパブリックコメントを行い、計画への市民意見の反映に努めました。

### 5. 計画の進行管理体制

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するため、介護保険事業計画等推進委員会や地域包括支援センター運営協議会等において、本計画の実施状況・進捗状況等の管理及び評価を行い、高齢者を取り巻く状況の変化等に対応した、より効果的な事業の実施方法を検討するなど、適切な進行管理を行います。あわせて計画の達成状況等について公表します。

<sup>2</sup> 「団塊ジュニア世代」：昭和46(1971)年～49(1974)年頃生まれの方。